

## ■退会のお手続きについて

### 【退会のお申し出は契約書に従い届出が必須です。】

□退会する場合にはセルオフィスに届出が必要です。届出の正式受理には下記書類が必要となりますのでご注意ください。

- 法人の場合：法人登記住所利用の場合は登記住所移転が必要
- 個人（個人事業）の場合：住所利用変更済みの資料（HP写し等）が必要

#### 【手順】

退会の申し出→住所利用の変更処置→下記書類をセルオフィスに送付→セルオフィスにて退会正式受理【退会届出の成立】→ご連絡【退会日等】

※退会日は正式受理日が起点となり、契約に応じて決まります。（受理後ご連絡）

#### 【セルオフィス宛にご郵送する書類：届出書は退会届成立後に送付】

法人退会の場合   個人退会の場合

— 共通 —

- |                                     |                                     |                                      |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | ・届出書 1部<br>—法人の書類—                   |
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/>            | ・履歴事項全部証明書（登記住所変更後・最新版）1部<br>—個人の書類— |
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | ・住民票（原本、1ヶ月以内） 1部                    |
| <input type="checkbox"/>            | <input checked="" type="checkbox"/> | ・印鑑証明書（個人実印、原本、1ヶ月以内） 1部             |
| <input type="checkbox"/>            | <input checked="" type="checkbox"/> | ・利用住所変更後の資料（HP住所や名刺の写し等）1部           |

#### 【退会手続きは時間がかかりますこと予めご了承ください。】

- 法人登記住所利用の場合、登記住所移転が必要になります。
- 個人（個人事業）の場合、速やかに住所利用を変更してください。

#### 【退会后】

□登記を含め住所利用はできません。また郵便物受け取り等のサービスは停止となります。

#### 【書類のご郵送先】

〒153-0063  
東京都目黒区目黒1丁目4-16 目黒Gビル7F  
セルオフィス宛

株式会社ザンシンコンサルティング  
セルオフィス 御中

セルオフィス会員退会の届出書

**【解約届】**

セルオフィスを退会致したく届出いたします。

バーチャルオフィス シェアオフィス レンタルオフィス その他（ ）

法人契約の場合

住所

法人名

代表者名

法人実印

個人（個人事業）契約の場合

住所

契約屋号

氏名

私実印

**【退会成立の留意点】**

1. バーチャルオフィス会員は本条と上記書類がセルオフィス到着受領日後の1ヶ月後月末が退会日となります。（到着後ご連絡）
2. その他会員様は契約書中の条件により上記書類がセルオフィス到着受領日起点で退会日が確定致します。（到着後ご連絡）
3. 最終ご請求書締切期限のご入金がない場合、未払い分の着金日の1ヶ月後月末が退会日となり、会員契約は継続致します。

※最終ご請求書とは、退会日までに生じた書留や宅配受領手数料・転送手数料等・原状復旧等の手数料等が記載されたものです。

※未払いの無い状態で退会が成立致します。

以上

## 【退会注意事項】

### ■法人登記住所の使用停止（該当する場合）

ご退会日翌日より登記住所としてセルオフィス住所をご利用になれません。  
事前に法務局にて登記住所の変更手続きをお願い致します。

### ■表記住所の使用停止

ご退会日翌日より名刺、ホームページ、リーフレット等への表記住所としてご利用できません。  
事前に表記の変更準備をお願い致します。

**※登記住所や表記住所を利用し続けると損害賠償請求の対象となる場合がございますので十分にご注意ください。**

### ■郵便物、宅配の受取りや転送の停止

ご退会日翌日より郵便物、宅配の受取や転送サービスは致しません。

事前に郵便局への転送届をお願い致しますとともに、関係先への住所変更のお知らせをお願い申し上げます。  
郵便物や宅配便が到着した場合、転送処理はせず差出人に戻りとなります。

### ■各種 ID,PASS の失効、受付システム表記削除、貸与ポスト表記（オプション）の削除

ご退会日翌日より各種 ID,PASS は失効致します。また受付システム、ポスト表記は削除となります。

以上

株式会社ザンシンコンサルティング（セルオフィス運営）